

吉田文三郎の初代と二代

一

人形三人遣ひの大成者と呼んでもよからうと思ふし、且つ人形芝居の基礎を築上げた人であり又今日人形遣ひが姓としてゐる「吉田」の流祖でもある吉田文三郎の初代は、人形芝居の歴史にあつて、重要な位置を占めてゐるが、この人の一代に幾多の疑問がそのまゝに残されてゐる。これらを知るには、その資料が極めて乏しい。僅かに『倒冠雜誌』(寶曆九年七月刊行)と『諸事聞書往來』その他に散見するだけの材料しかないが、一應これらを纏めて整理し、後に加へらるる新資料を有効に使用したいと考へてゐた折から、先頃、豊竹古靱太夫(今の二代)が熱心なる掃墓の結果、大阪千日前法善寺塋域の無縁の墓石の中から二代目吉田文三郎の墓石を發見し、今日まで知られてゐなかつた、二代文三郎の歿年と享年とを明にする事が出來た機會に、その初代と二代との、今日までに知られる限りの資料に脚註を加へておく。

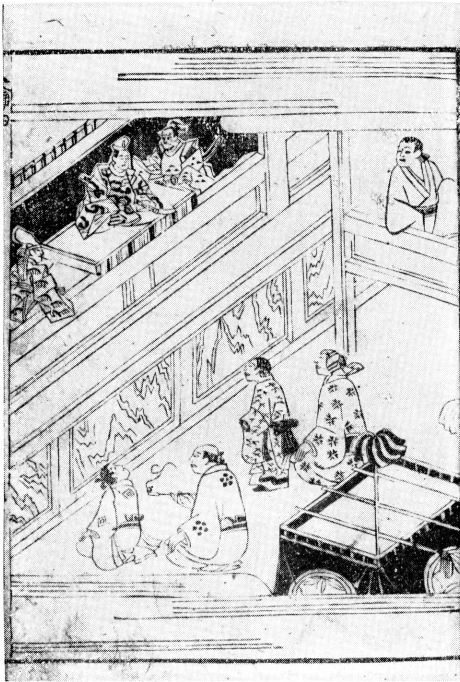
二

その前に、前稿に述べた「人形三人遣ひの源流」について、尙ほ足らざるをこゝに述べておき

《吉田文三郎の初代と二代》

片手人形の舞臺と想像さるゝ人形勾欄

(元祿九年刊『人倫重寶記』所載)



たい。

それは、私が『人倫重寶記（玖玖社記文庫藏本）』を見て、從來の人形舞臺の發生期のそれとは違つた見方をした事を差加へたい。即ちこゝに挿入の『人倫重寶記』の人形舞臺の挿繪を篤と觀てほしい。この『人倫重寶記』は「元祿九年乙子初春」の刊行である。（丙子の誤り？）

この元祿九年頃、若しくはそれより早い時代の人形の遣ひ方は、從來は差込遣ひとのみ知られてゐたが、この「重寶記」の人形舞臺を見ると、今日まで私どもが見た差込遣ひとは、多少違つてゐるやうに思ふ。試みに『聲曲類纂』に『西鶴諸國咄』から轉載の井上播磨が芝居の圖、同書に謂ふ正保慶安の古畫京師芝居の圖の「上るり内記」の舞臺、及び今一つの「右の下」の圖を見るに、人形の裳が半ば勾欄で隠れてゐる。今日寫真でいふ「半身寫し」の形である事『人倫訓蒙圖彙』七卷の土佐掾芝居の上るり樂屋の圖に照合して差込遣ひの形式である事に、一點の疑ひがない。

然るにこの『人倫重寶記』の人形の裳は、これら前掲の圖とは全く違つてゐる。私が三人遣ひの源流だと示した片手人形の一形式である。後年の『北條時頼記』の舞臺繪に、寧ろ近づいてはゐないか。唯人形遣ひが現はしてあるか、現れてゐないかの相違だけだと見るのは無理だらうか。

茲において思ふに、西鶴『好色一代男』(五卷)にある――

人形廻しして遊べと、挿箱より、たゞみ家體取組、上幕つらがくし首落し、五尺にたらぬ内に、金銀をちりばめ、自由を仕懸、六段ながらの出來坊うごき出ける。

とある。「上幕つらがくし首落し」といふは、「上幕つらがくし」「首落し」と二つの上下の幕で「首落し」は高い勾欄代用の幕で、「上幕つらがくし」は一つの幕で、人形遣ひの顔隠しの上幕を指して言つてゐるのではないか。即ちこの「人倫重寶記」の後ろの黒幕は一樣だが、この幕の後ろに人形遣ひが、隠れて遣つてゐる事を想像すると、『人倫訓蒙圖彙』の土佐掾の樂屋の如く腕を一杯に伸して差上げての遣ひ方と、違つた遣ひ方――即ち人形の背後から手を差込んだ遣ひ方が、もう既にこゝに存してゐるのぢやないか。

さう考へると、師重の描く『役者ゑ盡し』の、人形遣ひが半身を勾欄の上に現はしてゐる遣ひ方は、當然の事で、『重寶記』の舞臺の黒幕、即ち「上幕つらがくし」を除けば、『役者ゑづくし』の伊勢、半太夫、孫四郎の遣ひ方になるのぢやないか。

言葉を換へると人形の遣ひ方には、差込遣ひと後ろから遣ふとの二つの人形の形式があり、勾欄の装置からいふと、腕を一杯に伸して人形を勾欄の上ののぞかせて遣ふ形式と人形遣ひが半身の

り出して遣ふ形式とが、既に發生期から存してゐたのではないか。

かう解釋すると、『雍州府志』(卷八)にいふ

人形芝居或謂之操其式中央正面設舞臺橫長五間構矮欄其上下設幕操偶人者居幕內出入形於上下幕間上段幕稱顔隠操偶人者以此幕隱顔面之謂也

とある一文の意義がはつきりと通ずる。西鶴の言ふ「上幕つらがくし」の意ともなる事、この今までに見ない『人倫重寶記』の舞臺繪で、略々察する事が出来ると思ふ。が、どうあらう？

三

初代吉田文三郎は、幼名を八之助といつた。父は吉田三郎兵衛で、三郎兵衛は、竹本義太夫が竹本座の櫓を揚げた當初から、竹本座の人形遣ひであり、樂屋頭取であり、辰松八郎兵衛のをやま人形に並んで、常に立役に廻つて、竹本座の内外を切つて廻はし、義太夫を助けて、經營方面をも擔當したと想像される、竹本座にとつて重要な人物であつた。

この三郎兵衛を父として生れた八之助は、幼少から器量の勝れた男で、若い時から父の手助けとして、竹本座の事務は、父の名によつて取仕きり、頭取の役目を勤めてゐたやうである。

八之助の人形遣ひとしての初舞臺は、吉田文三郎名で享保二年二月『國性爺後日合戦』の國性爺の子經錦舎を、「片手人形」で出遣つたのが初めて、この時既に天晴の業、後の大立者たるべき素質を豫約されてゐる。

ところで彼文三郎の一生を説くには、主として藝の一方面と、彼が私生活との二方面から觀察せねばならぬ。併しながら人形舞臺の文三郎の方面は、享保九年、大阪大火の妙智焼けの後「鼎軍談」から寶曆四年の『小袖組貫練門平』まで、約三十年、竹本座における新作淨るりの趣向から人形、舞臺の工夫は殆んど彼文三郎の獨創に成つてゐる。そして人形芝居の基礎はこの時に作られ、殆んどそのまゝ今日に傳來してゐるのであるから、その三十年間の文三郎の藝歴、功罪を申述べる事は、我が人形劇史を語る事になるから、到底この小論の能ふ處でない。私のこの小論の目的は、寧ろ文三郎の私生活、——資料の乏しい文三郎の一生だが、寶曆九年閏七月、何故、彼はその手で築上げた竹本座を、去らねばならなかつたかを述べたいのである。

四

初代吉田文三郎の一生は、「竹本座」の人形劇を完成する事に努力を続けながら、一方「竹本座」

に對して謀反を企て通してゐるといふ奇しき運命を辿つてゐる。「竹本座」を大成しつゝ、「竹本座」に反逆を續け、彼の享年は幾歳であつたかを知らないが、その一生を通じて五度、文三郎は竹本座を脱退して獨立を企て、その都度竹本座と紛擾を醸してゐる。この文三郎の獨立櫓揚の執拗さは尋常一様の事とは、見遁し難い事情が伏在してゐた事は、十分想像さるる。文三郎が謀反を企てた一切の曲折は、その敵方であり、文三郎を竹本座から放逐した竹田近江が、竹本座の樂屋へ表示した文案が、『倒冠雜誌』によつて、同時に刊行し、世間に向つて文三郎追放の事情を聲明してゐるのだから、文三郎に對して寧ろ酷に過ぎても、文三郎のために辯護の側でない處の、一方的な聲明書に過ぎないが、文三郎の身邊、心事がこれによつて、却つてよく分ると私は思つてゐるから、その五度の竹本座への反逆を『倒冠雜誌』によつてまづ述べてみよう。

五

文三郎第一回の竹本座への謀反は、享保十六年の事である。竹本座の作者長谷川千四、太夫、大和彦太夫を語らうて芝居興行、別の櫓揚げを企てた。文三郎竹本座の初舞臺から十四年目であるが、この最初の獨立計劃には、親三郎兵衛がまだ生きてゐて、諫止したのと、相談相手の彦

太夫が病死したので、企ては中止された。

第二回目の謀反は、延享四年で（六月以降の事）、この年三月十七日に、文三郎は父三郎兵衛を失つた。そして座本の竹田出雲(註一)は同じ年の六月四日歿した文三郎の頭を押へるものがなくなつたのだから、多年鬱積した。彼の獨立慾は勃然として擡頭した。樂屋内で我まゝ（我まゝの内容が分らない）の振舞が多いといふので後繼の座本、竹田出雲(註二)（千前軒の出雲也）は、文三郎を放逐した。文三郎は竹本座を退座するとすぐ、芝居興行の企てを廻らした。竹本座は驚いて文三郎を再び呼び迎へてゐる。この時の事を竹田近江はかう述べてゐる。――

親方出雲（千前軒の出雲）申條に相不叶之暇遣はし（文三郎に）候處又芝居興行の企て致す沙汰在之ニ付座中之挨拶其上親共（二代の竹田出雲）是迄了簡致しつかひ來り候者ニ有之ニ付手代之不調法と偽り和睦致し其分に致置候

とある。が、事理の通ぜぬ言葉だ。文三郎は我儘をしたから追出し暇を呉れたが、獨立する沙汰があるから、竹田の手代の罪に假托して和睦した。――といふのだから、竹田の弱味を、こゝで見遁してはならぬ。暇を遣したものが櫓を揚げようと揚げまいが、竹本座の關する處ぢやない筈だが、文三郎の勢力？ 藝？ を惧るゝ事、自らかう不條理な事を述べる程、座本の竹田側は、

その獨立を惧れたのであつた。

【註一】こゝで「座本竹田出雲」について註しておく。——從來は疑問を挾んではあるが、寶永二年十一月その前年に座本を引退した竹本義太夫に代つて、竹本座の座本となつた「竹田出雲」は作者の千前軒出雲で、出雲の二代と數へてゐるが、それは誤りで、竹田家の菩提寺なる青蓮寺の過去帖で見ると、元祖の竹田近江は寶永元年七月三日に歿し、竹田出雲名の元祖も元祖の近江である。寶永二年に竹本座座本となつたのは、二代竹田出雲で、竹本座々本としては竹田出雲の元祖となつてゐる。即ち竹田近江から分れて近江名が竹田芝居を継ぎ、出雲名が竹本座々本となつてゐる。故に千前軒は座本としての竹田出雲の二代であり、出雲名の三代に當る。竹本座を經營して有名であつた出雲は千前軒の父(?)で、延享四年六月四日歿した。後出雲を改めて「外記」を名乗つてゐる人である。

【註二】千前軒の出雲は、從來の傳來の如く、寶曆六年十一月四日(廿一日は誤り)に歿した座本で興行經營方面では見るべき事績がない。これは座本出雲の二代で、出雲名では、元祖を加へて三代に當る。この兩出雲を混淆すると話の辻褄が合はなくなる。

また文三郎も、この獨立騒ぎの一方、舞臺では、「傾城枕軍談」で島勘左衛門を遣つて、門を越す工夫を出遣ひでしてゐる。或は、「義經千本櫻」の源九郎狐の人形衣裳に、源氏車の模様を付けて今日尙はその衣裳のまゝを踏襲せしめてもゐれば、四段目の狐忠信に、數多の型を今日にまで殘

してゐる。即ち文三郎は、舞臺は舞臺、獨立計劃は計劃とこの二つの仕事を並行して、實行してゐる。

文三郎第三回目の謀反は、この事あつて、五年後の寶曆二年の事で、この時は、大夫同士の不和を醸した虚に乗じて、徒黨を組んで、別に芝居興行を企てたとある。この時の座本側の處置を見ると、

其分に差置同苗（千前軒の竹田出雲を指す）へ談じ合京都へ出芝居興行いたし候右之通度々おもひ立殊に給金を取上ヶ身分不相應のおごりニ候得共同苗存生の内は數年之功ニ免じて差赦し置候

といつてゐるのは、文三郎が度々獨立企劃のために別に芝居がしたいのだらうと言ふので、更に竹本座一連の文三郎の意の行くまゝの芝居を拵へて與へたのであらう。座本の考へは、これで文三郎の獨立慾を満足せしめようとの考へであつたと想像されるが、文三郎の存意は外にあつた。竹本座の京都出張興行は、彼の満足を買ふに足らなかつたのだ。が、この京都竹本座の出張興行で、大夫側は大阪は竹本大和掾、京側は竹本政太夫、錦太夫と二派に分れて交替する制度を作つた。

第四回目の謀反は、又四年目に到來した。寶曆六年十月四日（廿一日説が定説。だが過去帳は

四日故、四日が正しと思ふに千前軒の竹田出雲、即ち竹本座々本二代の出雲が歿した。この機會に文三郎は竹本座の一切を任してくれと申込んだ。この時の座本は、竹田芝居の座本竹田近江が竹本座を兼攝してゐたが、竹田近江は、文三郎を心良からぬものとし、家の亂れだとなつて、その申出を拒絶した。「一切を任せよ」といふのは、明記はないが、「座本」を要求したものと察せらるゝ。近江はその要求は拒絶したが「親三郎兵衛より文吾迄三代相續」の「格別」之者として、操りの給金と、近松門左衛門給金の數を合せて給與しようと、金で文三郎をなだめようと、座本側から申出でゐる。併し文三郎は、その申出を不足とし、近江申出の倍額を請求してゐる。それでも近江は明かに拒絶をえしないで「世上の御最辰の御方の思わくもいかゞと其儘に致させ」た上に、約三十貫目の借金をさせてゐる。

第五回目の謀反に、座本の近江も痺を切らしたが、文三郎も、もう絶對だ。一年おいて寶曆八年十月病氣の故を以て隠居を申出た。その隠居は座本も許し、差當り一貫五百目の隠居料を支拂ひ、その十二月から、更らに文三郎一代の隠居料を定めようといふ事になつてゐたが、十二月の請求額は過分であつたが、申越し通り遣はしたとある。すると、文三郎は知らぬ態で、女房のおまんが受取つて、世間へは、隠居料は支給されてゐないと吹聴した。越えて寶曆九年三月女房お

まんから隠居料一貫五百目の請求があつたが、座本の申分では、役者同様の「座拂ひ」にするとの外の役者の思惑もあるといふので、二日——晝夜晩らして金を届けると、文三郎は「時刻延引不届」だとして金を突返へした。文三郎は當然支給さるべき隠居料だとし、座本近江は好意の合力だといふ心持の相違が、表面にはつきりと表示された。そして正面衝突を來たした。併し近江に弱味があつたらしい。この三月十七日が三郎兵衛の十三年に相當するので、近江は文三郎方へ佛詣して香奠として二十五兩贈つた。五月節季は竹本座類焼したといふ理由で、贈金をせずにそのまゝ過した。(節季は「間節季」即ち二ヶ月勘定)

然る處文三郎は、京都で淨るり座敷致したき旨願出であつたが、六月廿三日に竹本座の役者(人形遣ひの意)を語らう事を耳にしたので、近江は驚いて警戒した。

越えて七月四日、嵐吉三郎芝居(今の中座の芝居で名代は九郎右衛門芝居)を、借入れんとて小屋主の高津屋勘太郎、芝居木戸頭松葉屋清兵衛を呼んで、文三郎父子は操芝居興行の企てを打明けた。勘太郎の小屋は、前々から聞いてゐたので、近江はとくに口をかけてゐたから、木戸番の清兵衛は文三郎の申出でを近江に傳へた。

近江は最後の肚を定め、翌五日に頭取役へ含まして太夫、三味線、役者で、文三郎に加擔するも

のを訊したが、一人もないといふ事であるので、人形遣ひの吉田姓を全部、文三郎へ返へさせ、文三郎とその子文吾、弟大三郎、及び一家の彦三郎と四人を誡首した。——といふのが、竹本座對文三郎の獨立問題の大詰だが、これは表面の曲折で、座本竹田近江側の聲明だが、恐らく信憑するに足る眞事實だらう。

六

然らば、何がかくまでに、文三郎に獨立の念を唆つたものであらうか。問題はこゝだと思ふ。藝の自由はとうに獲てゐる文三郎だ。寛延元年の書卸しの『忠臣藏』には、興行半ばに太夫をも交替せしめた程だ。寶曆元年には吉田冠子の名で、作者の班に列して、淨るり内容を人形本位にまで改作してゐる。舞臺裏における文三郎の申分の立たない何物もない筈だ。又經濟上の問題では、五度の謀反毎の曲折に見て、必ずしも文三郎が、金儲けのための獨立企圖とも思へない。そして彼が獨立計劃は、常に座本の病歿に會していつも擡頭してゐる事は見遁してはならぬ。また竹田近江が、京都の興行を企て、彼の歡心を買はうとしてゐるらしいのは、文三郎の存意が常に「座本」を目蒐けてゐる事を物語つてゐると解釋してもいゝだらうと思ふ。されば文三郎の寶曆

六年の四度目の謀反は、最後のものであつた。竹本座の座本となるべき「出雲」が、竹田一家になかつたらしい。近江が兼攝してゐる事は注目すべきである。

文三郎は、何故かくまで執拗に「座本」を目覓けたかは、何等の文獻も證左もないが、彼の一生を通じて、その行動を忖度する場合、文三郎の眞の存意は、「座本」となつて「受領」が彼の最後の目的であつたものと、私は思ふ。さうでなくば、かくまで櫓揚の計劃のみを續くべくもないと私は固く信じてゐる。

當時の藝人の最高峰は、「受領」といふ名譽であつたらうが、人形遣ひは太夫と違つて、役者並みに、業態の歴史的意義から受領を許されない身分であつた。彼の『今昔物語』に傳へる伊豆守小野五友が求めた目代の話が、これを適切に證據立てゝゐる。目代元は傀儡子であつた事が騒ぎの原因である。この社會的の組織が後世に至るも、力強く働いてゐる。されば人形遣ひの受領は斷じてないと言つてもいいだらう。——例へば目貫屋長三郎と始めて淨るりに合はして人形を舞はした傀儡子引田某が、淡路掾を受領した如く傳へるのは、所傳の誤りで、現に「鸚鵡が袖」の序文、『和漢三才圖會』の如く、正しく淡路掾は目貫屋長三郎を受領したものと傳へてゐるが、これも誤りで『東海道名所記』を信ずるとしても、引田某が淡路掾を受領したとすれば、それは

座本として受領したので人形遣ひとしてゝはないらしい。その他竹田近江、竹田出雲、山本飛驒、伊藤出羽などは、細工人若しく座本として受領してゐる。唯僅かに淡路の人形座なる三代上村日向掾があるが、これも座本の意味が強く働いてゐるだらう。或は人形遣ひとしてでも日向掾のみは、蜂須賀家二代の家政の政略の蔭にある事、三田村鳶魚氏が「淡路の人形座」について詳述してゐられるから、こゝでは説かないが、單に一人形遣ひとしての受領は一人も無いといつていい。

吉田文三郎が、何を捨てゝも獨立芝居興行を目論見、一生これを、その生活の目標としたかに私が見るに間違ひがあるだらうか。私は信じて疑はないのだが、どうあらう？

七

初代文三郎が、かうして寶曆九年閏七月竹本座を退いて、翌十年正月十九日歿した。志、破れて淋しく、僅かに半季しか、この世にゐなかつた。享年は傳はらないが、生活の目標を失つて、文三郎の心身共に、生存の意義がなくなつたらしい事が、この歿年が物語つてゐる。

初代文三郎の法名は、「至誠院心譽回深宗雲居士」墓碑は千日前法善寺にある。——筈だが、今

日の法善寺には形も影もない。これをその道のために、今の豊竹古鞆太夫が、探尋してゐると、計らずも初代のは發見されずに、二代文三郎、即ち前掲の吉田文吾の墓碑を發見したので、更らに同寺の埜域を尋ねて、初代竹本綱太夫外人形芝居關係者十數基の無縁墓を發見した。これらを改修し、昭和六年十一月廿一日、同寺で墓供養を行つた。二代文三郎の碑面には「榮元院名譽顯道居士」とあり、この法名の肩書に「前冠子嗣吉田文三郎」と刻してあり、左側に「寛政二年歲庚戌十二月四日罹病而歿 壽五十有九」とあるから、二代目の生れたのは、享保十七年。幼名八太郎初舞臺は寛延元年八月十四日の竹本座の「忠臣藏」の書卸しに、十七歳で大星力彌を勤めて、吉田文吾を名乗つた。父文三郎と共に竹本座を退座したが、その年九月復座し、「太平記菊水之巻」で、祖父の「吉田三郎兵衛」の名を繼ぎ、寶曆十一年十月、竹本座で夜芝居人形顔見世で、二代目吉田文三郎を繼ぎ、これを名残に江戸へ下りて大立者となり、最後の舞臺が、天明六年閏十月道頓堀東の芝居で、「彦山」のお園を遣つたのが名残りで、寛政二年歿した。父に劣らぬ名譽の舞臺を、殊に景事人形に残してゐる。

人形の方の言傳へに吉田兵吉が、江戸で名譽の藝を見せたから、「日本一」の印に、吉田の紋の三つ巴の上に「一」の字を加へて定紋としたのであると逸話が傳つてゐるが、二代文三郎の墓碑を見るに三つ巴の上に「一」の字がある。これから類推すると、恐らく初代文三郎の紋がこの三つ巴の上に「一」の字があるのではなからうかと思ふ。初代らしい紋所である。——これを見ても傳説の便りなきをつくくと感ずる。

(昭和、七、一、二)

